



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年12月14日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

デリシアガーデン安茂里

長野市大字安茂里3582ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社デリシア

松本市大字今井7155-28

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)アップルランド	宮原 邦彦	松本市大字今井7155-28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155-28

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)アップルランド	宮原 邦彦	松本市大字今井7155-28
(株)マツモトキヨシ甲信越販売	西野 利昭	岡谷市赤羽1-4-18
(株)丸増ストア	工藤 忠利	長野市東後町26-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155-28
(株)マツモトキヨシ甲信越販売	安藤 浩	長野市鶴賀緑町1393-3
(株)丸増ストア	工藤 忠利	長野市東後町26-1

4 変更した年月日

平成28年4月1日ほか

5 届出年月日

令和2年9月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年12月14日から令和3年4月14日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年12月14日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

デリシア七瀬店

長野市大字呑沢580ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社デリシア

松本市大字今井7155-28

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155-28

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155-28

4 変更した年月日

平成30年4月1日

5 届出年月日

令和2年9月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年12月14日から令和3年4月14日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年12月14日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

デリシア三輪店

長野市三輪5-43-21ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社デリシア

松本市大字今井7155-28

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155-28

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28
かたぎり薬品(株)	片桐 勇	長野市三輪1-23-8

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155-28
かたぎり薬品(株)	片桐 栄一	長野市三輪1-23-8

4 変更した年月日

平成11年7月29日ほか

5 届出年月日

令和2年9月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年12月14日から令和3年4月14日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課 創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年12月14日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

デリシア吉田店

長野市吉田4-3-21ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社デリシア

松本市大字今井7155-28

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155-28

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28
(株)田原屋	田熊 太郎	神奈川県川崎市川崎区砂子2-3-2

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155-28
(株)田原屋	田熊 太郎	神奈川県川崎市川崎区砂子2-3-2

4 変更した年月日

平成30年4月1日

5 届出年月日

令和2年9月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年12月14日から令和3年4月14日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課 創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年12月14日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

デリシア上松店

長野市上松945-4ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社デリシア

松本市大字今井7155-28

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155-28

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155-28

4 変更した年月日

平成30年4月1日

5 届出年月日

令和2年9月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年12月14日から令和3年4月14日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

県営三水地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県知事を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日

の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和2年12月14日

長野県知事 阿部 守一

1 縦覧に供する書類

県営三水地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和2年12月15日から令和3年1月18日まで

3 縦覧の場所

上水内郡飯綱町役場

農地整備課

公告

県営御影用水地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県知事を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和2年12月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 縦覧に供する書類
県営御影用水地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和2年12月15日から令和3年1月18日まで
- 3 縦覧の場所
小諸市役所
佐久市役所
北佐久郡軽井沢町役場
北佐久郡御代田町役場

農地整備課

公告

下水内郡栄村における県営栄地区西山田換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、令和2年12月2日行いました。

令和2年12月14日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和2年12月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称
上田都市計画公園 6・5・2号 上田古戦場公園
- 2 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課及び上田市役所

都市・まちづくり課

公告

令和2年11月19日認可しました筑北村による小仁熊地区小仁熊換地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、令和2年11月25日に行った旨届出がありました。

令和2年12月14日

長野県松本地域振興局長 草間 康晴

農地整備課

公告

令和2年10月26日付けで公告した令和2年度 防災・安全交付金（道路）工事に係る一般競争入札については、都合により中止します。

令和2年12月14日

長野県松本建設事務所長 坂田 浩一

Regarding the tender for the FY 2020 disaster prevention and safety grant road and tunnel construction in the Tanukidaira area of Matsumoto City, Nagano, announced on October 26, 2020, the tender has been canceled.
December 14, 2020

道路建設課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和2年12月14日

長野県長野建設事務所長 下里 巖

- 1(1) 許可番号
令和2年11月10日 長野県長野建設事務所指令2長建第55-16号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
須坂市大字井上字砂田1566-3、1572-2、1572-4、1572-15
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
須坂市大字井上1336
山岸 怜
- 2(1) 許可番号
令和2年8月25日 長野県指令2都第29-1号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上高井郡小布施町大字都住字清水沖1044-7、1045-8
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上高井郡小布施町大字都住1238-2
社会福祉法人くりのみ園 理事長 島津 隆雄

都市・まちづくり課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和2年12月14日

長野県教育委員会教育長 原 山 隆 一

- 1 落札に係る調達産品等の種類及び数量
県立学校等（飯山高等学校以下106施設）で使用する電気
予定契約電力 13,557kW 予定使用電力量 22,855,000kWh
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名 称 長野県教育委員会事務局教育政策課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2
- 3 落札者を決定した日
令和2年11月13日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名 称 株式会社ホープ

(2) 所在地 福岡県福岡市中央区薬院1-14-5 MG薬院ビル

5 落札金額
369,228,534円

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 入札公告を行った日
令和2年10月1日

教育政策課

公告

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号のイに規定する審査（以下「技能検定員審査」という。）及び第99条の3第4項第1号のイに規定する審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり行います。

令和2年12月14日

長野県公安委員会

1 審査の種類、期日及び場所

(1) 技能検定員審査

種 類	期 日	場 所
技能検定員審査 (普通) (大特) (大型二種) (中型二種) (普通二種)	令和3年1月18日(月)から 令和3年1月25日(月)まで の間において、審査申請書の 提出時に指定する日時	塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

(2) 教習指導員審査

種 類	期 日	場 所
教習指導員審査 (普通) (中型) (大特) (普自二) (大型二種) (中型二種) (普通二種)	令和3年1月18日(月)から 令和3年1月25日(月)まで の間において、審査申請書の 提出時に指定する日時	塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

2 審査項目、審査細目及び審査方法

(1) 技能検定員審査（普通及び大特）

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行います。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行います。
技能検定に関する知識	法第108条の28第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行います。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行います。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	

(2) 技能検定員審査(大型二種、中型二種及び普通二種)

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業(以下「旅客運送事業」という。)及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第2条第1項に規定する自動車運転代行業(以下「運転代行業」という。)に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行います。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行います。

(3) 教習指導員審査(普通、中型及び普自二)

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行います。
	技能教習(自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。)に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行います。
	自動車の運転に関する知識の教習に必要な教習の技能	
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行います。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行います。

(4) 教習指導員審査(大型二種、中型二種及び普通二種)

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する知識	旅客運送事業及び運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行います。

3 申請手続

(1) 審査の申請

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、必要な事項を記入し、写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)を貼付した審査申請書に、次に掲げる書類を添付して、(2)の申請期間内に長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許課(以下「東北信運転免許課」という。)へ提出してください。

ア 技能検定員審査を受けようとする者が技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第17条第1項各号、第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

ウ 運転免許証の写し

(2) 申請期間

令和2年12月14日(月)から令和3年1月6日(水)までとします。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び令和2年12月29日から令和3年1月3日までの日を除きます。

(3) 審査手数料

審査手数料は、次に掲げる額(規則第17条の規定により審査細目についての審査を免除される者にあつては、次に掲げる額から長野県警察関係許可等手数料徴収条例(昭和29年長野県条例第36号)に定める額を減じた額)を、審査申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

ア 技能検定員審査

種 類	手数料の額
技能検定員審査 (普通)	19,500円
技能検定員審査 (大特)	14,700円
技能検定員審査 (大型二種、中型二種又は普通二種)	6,950円

イ 教習指導員審査

種 類	手数料の額
教習指導員審査 (普通)	11,850円
教習指導員審査 (中型)	14,550円
教習指導員審査 (大特又は普自二)	9,650円
教習指導員審査 (大型二種、中型二種又は普通二種)	3,300円

4 その他

- (1) 審査当日は、筆記具及び運転免許証を持参してください。
- (2) この審査手続について不明な事項は、東北信運転免許課 (電話 026-292-2345 内線 231) に問い合わせてください。

東北信運転免許課